

第1章 地方公務員災害補償制度の概要

第1 地方公務員等の災害補償制度

地方公務員等の災害補償に関する法律として、昭和42年12月1日に施行された地方公務員災害補償法（以下「法」という。）があります。この法律は、一般職、特別職を問わずほとんどの地方公務員等に適用され、国家公務員災害補償法、労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）とも均衡が図られています。

1 地方公務員災害補償制度の目的及び特色

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員等が公務^(注)上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です（法第1条）。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生するものとされることです。民法上の損害賠償は原則として過失責任主義をとっており、この点において異なるものです。

また、通勤による災害についても、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なります。

さらに、災害補償制度は、一部に年金制が採り入れられており、加えて、補償を超えた福祉事業をも行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度であり、賠償責任保険的な性格とは異なった制度となっています。

（注）「公務」には、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の業務を含みます。

2 地方公務員災害補償制度の適用関係

地方公務員等の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、職員^(注)については法の規定により、地方公務員災害補償基金がその実施に当たり、非常勤職員については、法に基づく条例、労災法、船員保険法、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の法令により、地方公共団体等が補償を実施する仕組みとなっています（法第1条、法第2条、法第69条、令第1条、昭42.9.20自治省告示第150号第1号）。

（注）「職員」とは次に掲げる者をいいます。

1 常勤職員

(1) 常時勤務に服することを要する地方公務員

(2) 一般地方独立行政法人の役員（地方独立行政法人法第12条に規定する役員をいう。）及び一

一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもの（以下「一般地方独立行政法人の役職員」という。）のうち常時勤務することを要する者

2 非常勤職員のうち次の(1)又は(2)に該当する者

(1) 再任用短時間勤務職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者）任期付短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律における育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員（令第 1 条第 1 項第 1 号）

(2) 常勤的非常勤職員

① 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日（昭和 63 年 4 月 1 日前の期間については 22 日、昭和 63 年 4 月 1 日から平成 4 年 5 月 1 日前の期間については 20 日）以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの（令第 1 条第 1 項第 2 号）

② 常時勤務することを要しない一般地方独立行政法人の役職員のうち、常時勤務することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの（令第 1 条第 2 項）

これら関係法令等の適用関係及び補償実施機関をまとめてみると、次ページのとおりです。

地方公務員の災害補償制度の適用範囲と実施機関

職区分		適用法令等	実施機関	
一般職	常時勤務に服することを要する職員 (産休育休代替含む。)			
	再任用短時間勤務職員 任期付短時間勤務職員 地方公務員の育児休業等に関する 法律における育児短時間勤務に伴う 短時間勤務職員	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金	
	臨時職員等	労働基準法別表 第一に掲げる事業 に雇用される者	労働者災害補償保険法	国(厚生労働省所管)
		他の法令の適用を 受けない者	地方公務員災害補償法に 基づく条例	地方公共団体
特別職 (地方公務員法第3条第3項)	3号・5号以外の職	知事、区市町村長等 常勤の職	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		議会の議員、非常勤の行政委員会の委員等	地方公務員災害補償法に 基づく条例	地方公共団体
	3号の職 (臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者)	労働基準法別表 第一に掲げる事業 に雇用される者	労働者災害補償保険法	国(厚生労働省所管)
		他の法令の適用を 受けない者	地方公務員災害補償法に 基づく条例	地方公共団体
		学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例	地方公共団体
5号の職 (非常勤の消防団員、水防団員)	消防組織法、水防法に基づく条例及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	地方公共団体		
常勤的非常勤職員		地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金	

注 部分は地方公務員災害補償制度の適用範囲を示します。

3 地方公務員災害補償基金

- (1) 地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、法によって設置された法人で、職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合にこれに対する補償の実施を被災職員の属する地方公共団体等に代わって行うものとされています。基金は、地方公共団体等の補償義務の代行機関であるといえます（法第3条）。このように基金を設置して補償を行わせることとしたのは、
- ① 多数分立している地方公共団体等又は各任命権者が、独自に補償を行うことによって生ずる決定（公務上外認定、障害等級決定、受給権者の決定等）の不均衡による弊害を全国的規模の観点から調整・排除することができること。
 - ② 財政力の乏しい地方公共団体等においても、基金の設置によって負担金という経常的支出によって、支出の年度間調整を図ることができること。
- 以上のことから、補償の迅速かつ公正な実施を確保することができ、法第1条の目的を実現できるとしたからです。
- (2) 基金は、主たる事務所（本部）を東京都に、従たる事務所（支部）を各都道府県及び政令指定都市に設置し、本部に理事長、支部に支部長を置いて、事務の運営を図っています（法第4条、法第8条、法第52条～第55条、定款第2条、定款第3条）。
- (3) 基金は、理事長から、公務上外及び通勤災害該当・非該当の認定、補償の実施、求償権の行使、負担金の収納等の権限を支部長に委任しています（法第24条、定款第20条～第22条、業務規程第4条）。
- (4) 補償に要する費用及び基金の事務に要する費用は、各地方公共団体からの負担金で賄われています（法第49条、法第50条）。